

令和 8 年度熊本市消防局西消防署外 7 施設防犯カメラシステム

構築業務委託 仕様書

1. 目的

熊本市消防局西消防署外 7 施設に防犯カメラを設置し、盗難及び不審者侵入の抑止効果を図る。

2. 業務名

令和 8 年度熊本市消防局西消防署外 7 施設防犯カメラシステム構築業務委託

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 1 5 日（火）まで

4. 履行場所

熊本市消防局西消防署外 7 施設 （5.業務内容（1）の表のとおり）

5. 業務内容

（1）次の表に掲げる施設に、指定された数の防犯カメラ及び施設内において映像を記録、表示することが可能なシステムを構築すること。

番号	施設名	所在地	カメラ	レコー ダー	モニ ター
1	西消防署	中央区米屋町 1 丁目 1 2 - 1	3	1	1
2	西消防署池田庁舎	西区池田 2 丁目 4 - 4 3	1	1	1
3	西消防署島崎出張所	西区島崎 2 丁目 1 7 - 2 3	2	1	1
4	東消防署託麻出張所	東区下南部 1 丁目 3 - 1 3 7	1	1	1
5	東消防署小山出張所	東区小山 4 丁目 4 - 2 2	1	1	1
6	北消防署	北区四方寄町 5 1 4 - 1	1	1	1
7	北消防署清水出張所	北区清水亀井町 1 2 - 2 2	2	1	1
8	北消防署植木出張所	北区植木町山本 7 3 9 - 2	3	1	1

(2) カメラの機能要件

品目	仕様等	
本体	最大解像度	200 万画素以上
	レンズ	電動バリフォーカル機能を有すること。 (f=2.8～12mm 以上)
	画角	水平 100° 以上、垂直 70° 以上
	最低照度	・昼夜に対応するデイナイト機能を有し、夜間は自動的に白黒映像に切り替わること。 ・ 0.01Lux 以下でカラー撮影が可能であること。 ・ 白黒撮影時には赤外線 LED 点灯時 0Lux での撮影が可能であること。
	赤外線有効距離	50m 以上
	映像補正	逆光補正、露出コントロール、ホワイトバランス等オート機能を有すること。
	形状	バレット型、屋外用カメラであること。
	防塵防水性	IP67 認証済みのものであること。
映像	映像圧縮方式	H.265、H.264、MJPEG 対応
	解像度	1080P(1920×1080)以上
	最大フレームレート	30fps 以上
機能	検知・通知機能	以下検知機能を有すること。 ・ 動体検知 ・ ラインクロス検知 ・ 物体検知 ・ 侵入検知 ・ 妨害検知
その他	動作条件	・ 温度：-30 から 60℃ ・ 湿度：95%以下
	電源供給	PoE、DC 電源対応
	本体重量	1,200g 以下
	インターフェイス	外部接点端子（アラーム端子）を有すること。

(3) レコーダーの機能要件

システム	圧縮方式	H.265、H.264
映像	ライブビュー表示	・ 4CH 以上 ・ 単面/4 分割で表示可能であること
録画	録画機能	・ 自動定期再起動時を除き、24 時間記録可能であること。 ・ 常に 30 日間以上の映像を保存すること。 ・ 古いデータから順に上書きしていくこと。 ・ 記録映像の再生中も映像記録が可能であること。
再生	再生機能	・ 日時検索のほかイベント検索、タグ検索を備えていること。 ・ 電子ズームなどで拡大表示可能であること。
出力	映像出力端子	HDMI、VGA 出力対応
その他	ダウンロード	・ USB メモリにダウンロード可能であること。 ・ 他の PC で再生可能であること。 ・ 設定によりダウンロードファイルの暗号化が可能であること。

(4) モニターの機能要件

本体	モニターサイズ	21.5 インチ以上
	画面比率	16:9
	解像度	1920×1080（フル HD）以上
	映像入力端子	HDMI、VGA 入力対応
	スピーカー	ステレオスピーカー内蔵
	その他	VESA 標準規格対応、壁掛け設置可能であること

(5) その他要件

- ①カメラ及びレコーダーの各画面が日本語表記に対応していること。
- ②カメラ及びレコーダーの各種取扱説明書が日本語で用意されていること。
- ③使用するカメラ及びレコーダーが同一メーカーであること。
- ④本国内に製品の供給元（販売元）を有し、国内における保守・サポート体制（部品供給・修理対応を含む。）が確保された製品であること。
- ⑤日本国内にカメラ専用の有人カスタマーサポート窓口が用意されていること。

(6) 保証期間、内容等

- ①防犯カメラ、レコーダー及びモニターの保証期間は設置完了後、1 年間とする。ただし、メーカー発行の保証書により 1 年を超える保証がある場合にはそれによる。また、受託者の責任に属する不良箇所が生じた場合は無償で修理又は交換すること。
- ②カメラ異常などのトラブル発生時には、速やかに現地確認を行うなど、対応策を講じること。

6. 設置、調整、廃棄等

(1) カメラ等設置、調整等

- ①設置箇所の詳細及び新たな配線経路、又は関連する電源や施設内の既設配線については、事前に調査すること。
- ②カメラ設置の際、画角等については担当者と協議の上、検討を十分に行い調整すること。
- ③設置するレコーダー及びモニターは、各施設の事務室に設置すること。
- ④植木出張所は既存の防犯カメラ2台を取り外し、廃棄すること。
- ⑤壁面貫通が必要な箇所については、施工前にコンクリート探査機による調査を実施し、鉄筋その他埋設物の位置を確認したうえで施工すること。
- ⑥壁面コア抜きが必要な箇所については、施工前にX線（レントゲン）探査を実施し、鉄筋、配管その他埋設物の位置を確認したうえで施工すること。

(2) 配線

- ①配線は隠ぺい処理を基本とし、露出する場合は、モール・金属配管等により施工を行うこと。
- ②壁面および天井への機器の取り付けには、十分な落下防止対策を行うこと。
- ③配線設置等に関しては、既設配線に影響を与えないように十分な打合せを実施すること。
- ④機器の設置及び配線部材はすべて受託者において準備すること。
- ⑤機器の電源は、一般コンセントから電気をつなぐこと。発電機回路および指令設備専用回路のコンセントからつなぐことは不可とする。

(3) 業務日時等

- ①本業務を実施するにあたっては、作業日時、作業時間、作業方法等、担当者と十分協議すること。
- ②受託者は、当日の作業箇所を事前に担当者に連絡し、作業完了時も報告すること。

(4) その他

- ①梱包資材等のごみ類は受託者にて引き取り、処分すること。
- ②設置後、防犯カメラおよび記録装置等の操作について説明を行い、簡易取扱い説明書を作成し、各施設に渡すこと。

7. 安全作業の徹底

受託者は、業務を実施するにあたり労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等の関係法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ安全作業に努めること。

8. 提出書類

本業務の作業完了後、速やかに「完了届」及び完成図書を提出し、本市の承認を得ること。

また、完成図書には、下記の書類を添付した施工報告を提出すること。

- ・ 作業位置図
- ・ 作業記録写真
- ・ 施工図面
- ・ 納品機器に関する仕様書・説明書、保証書等
- ・ カメラの映像写真

9. 損害賠償及び補償

本業務の作業において、万一注意義務を怠ったことにより他の設備に損傷を与えたときは、ただちに担当者に報告し協議のうえ、すみやかに原形に復旧し、受託者がその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

10. 協議

本業務において、協議を必要とする場合には、予め本市との調整を行い、協議完了後速やかに議事録を提出し、協議した内容について確認を得ること。

11. 疑義

本仕様書に明記されていない事項や疑義が生じた場合は本市の担当者と協議を行うものとする。

また、業務の実施上、当然必要な事項は市の担当者に従って、受託者の負担により施工すること。